

内閣法及び内閣府設置法の一部改正について（案）

未曾有の災害である東日本大震災に対する政府の体制を強化するため、内閣法及び内閣府設置法を改正し、当分の間、国務大臣、内閣総理大臣補佐官、内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官を増員する。

1 国務大臣の増員（内閣法改正）

- 現在、17人が上限の国務大臣の数を、20人とする。

2 内閣総理大臣補佐官の増員（内閣法改正）

- 現在、5人以内の内閣総理大臣補佐官の数を、10人以内とする。

3 内閣府副大臣の増員（内閣府設置法改正）

- 内閣府副大臣について、現在の3人のほか、6人以内を置くことができることとする。

4 内閣府大臣政務官の増員（内閣府設置法改正）

- 内閣府大臣政務官について、現在の3人のほか、6人以内を置くことができることとする。

5 施行期日

- 公布の日